

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○公共測量の終了(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一

○救急医療機関の申出事項の変更……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………二

告示(選)

○政治団体の届出……………二

○政治団体の届出事項の異動の届出……………四

○政治団体の解散の届出……………八

○資金管理団体の指定の届出……………〇

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二

○資金管理団体の取消しの届出……………三

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一)

件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

告示

●東京都告示第千三百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 三鷹市

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)

三 測量の区域 三鷹市地内

四 測量の期間 平成三十年二月五日から同年三月三十日まで

●東京都告示第千三百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、青梅市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 青梅市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 青梅市地内

四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千三百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、福生市

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 福生市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 福生市地内

四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千三百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、羽村市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 羽村市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 羽村市地内

四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千三百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、あきる野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千三百三十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更	変更前	変更後	所在地	変更年月日
特定医療法 人社会団愛有 会久米川病 院	社会医療法 人社会団愛有 会久米川病 院	東村山市萩山町 三丁目三番地十 四月一日		平成三十年 四月一日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都足立区第十九支部	瀬沼 剛	高松 潤	足立区千住宮元町10-1	H30. 7. 30	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋山としゆき後援会	秋山 敏行	大谷 将之	府中市八幡町2-5-7	H30. 7. 24
浅野のりひろを応援する会	高橋 俊男	浅野 徳宏	西東京市東町3-11-22	H30. 7. 18
あらかわゆいの会	竹内 明浩	花澤 昭信	荒川区西尾久7-60-10	H30. 7. 18
石毛かずあき後援会	石毛 一昭	佐々木 博成	足立区加賀1-4-14	H30. 7. 17
くしま洋一後援会	九島 洋一	小野谷 雄志	港区赤坂9-4-1	H30. 7. 13
区民と岸大介の会	河村 大介	三樹 美夏	目黒区大岡山1-13-10	H30. 7. 20
江東区を愛しています	柿沢 未途	甚野 謙	江東区富岡1-26-21	H30. 7. 27
小林ともお後援会	小林 智夫	相原 弘昌	江戸川区南篠崎町2-40-7	H30. 7. 9
澤木宗人とはじめの一步	澤木 宗人	澤木 宗人	武蔵野市境南町5-3-27	H30. 7. 13
宍戸さぶろうを応援する会	宍戸 三郎	宍戸 順子	世田谷区松原3-42-2	H30. 7. 6
市民が主役西東京	丹治 日子太	丹治 尚子	西東京市新町3-6-2	H30. 7. 19
市民自治2019	赤坂 珠良	鈴木 安友	豊島区千早2-22-10	H30. 7. 3
市民の力 としま	工藤 春人	江口 考也	豊島区東池袋4-5-1	H30. 7. 30
下山よしお後援会	下山 芳男	下山 茂己	世田谷区上馬4-2-5	H30. 7. 10
せぬま剛後援会	瀬沼 剛	高松 潤	足立区千住宮元町10-1	H30. 7. 9
辻村ともこ後援会	手塚 松二	鶴川 典子	狛江市岩戸南3-18-13	H30. 7. 2
人に優しいまちづくりの会	白井 昇	三角 武久	狛江市和泉本町3-2-12	H30. 7. 4

松原としお後援会	高木 光	山口 仁志	狛江市東野川3-15-4	H30. 7. 5
水野あゆみ後援会	水野 亜由美	白鳥 政人	足立区中央本町5-2-13	H30. 7. 9
もりや昌彦後援会	森屋 昌彦	植村 江利子	八王子市西浅川町58-10	H30. 7. 3
東京都医師政治連盟小平支部	奥村 秀	大林 豊	小平市小川町2-1315-9	H30. 7. 4

●東京都選挙管理委員会告示第百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
おり公表する。

平成三十年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都第9区総支部	石黒 達男	政治団体の名称	国民民主党東京都第9区総支部	民進党東京都第9総支部	H30. 7. 9
		主たる事務所の所在地	練馬区大泉学園町8-11-2	練馬区豊玉中4-12-1	H30. 7. 9
		代表者の氏名	石黒 達男	藤井 智教	H30. 7. 9
自由民主党北区総支部	高木 啓	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-22-3	北区王子本町1-14-9	H30. 6. 22
自由民主党東京都板橋区第十九支部	川口 雅敏	会計責任者の氏名	矢島 光枝	内田 照男	H30. 6. 30
自由民主党東京都第十二選挙区支部	高島 直樹	主たる事務所の所在地	北区王子本町1-22-3	北区王子本町1-14-9	H30. 6. 22
自由民主党東京都第十九選挙区支部	松本 洋平	会計責任者の氏名	柏原 由里絵	菊地 裕美	H30. 7. 6
自由民主党東京都トラック支部	浅井 隆	代表者の氏名	浅井 隆	千原 武美	H30. 6. 22
		会計責任者の氏名	佐藤 雄平	榎本 享司	H30. 6. 22
自由民主党東京都ふるさと創生第二支部	前川 恵	会計責任者の氏名	岩松 健	石井 輝雄	H30. 7. 1
自由民主党東京都港区第八支部	田村 美鈴	代表者の氏名	田村 美鈴	来代 勝彦	H30. 2. 16

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
小幡政策研究会	小幡 健太郎	主たる事務所の所在地	板橋区板橋2-64-10	板橋区常盤台2-4-7	H30. 4. 1
片山かおるといっしょにかえる小金井の会	水田 薫	代表者の氏名	水田 薫	原島 康晴	H30. 7. 1
川口まさとし後援会	内田 實	代表者の氏名	内田 實	内田 照男	H30. 6. 30
川村幹を応援する会	川村 幹	会計責任者の氏名	川村 登茂子	香川 直樹	H27. 3. 9
久保田英文後援会	池田 英夫	主たる事務所の所在地	世田谷区池尻4-29-18	世田谷区桜丘1-16-20	H30. 7. 4
恵政会	前川 恵	会計責任者の氏名	岩松 健	浜崎 篤人	H30. 7. 1
さとう裕彦の会	佐藤 裕彦	代表者の氏名	佐藤 裕彦	藤田 正	H30. 7. 27
社会貢献で日本を輝かせる会	坂根 寿枝	主たる事務所の所在地	京都府舞鶴市白浜台64-57	中央区勝どき4-10-11	H30. 7. 2
社会貢献で日本を輝かせる会後援会	坂根 寿枝	主たる事務所の所在地	京都府舞鶴市白浜台64-57	中央区勝どき4-10-11	H30. 7. 2
少子化問題を解決する会	高橋 尚吾	主たる事務所の所在地	杉並区高円寺北1-13-14	荒川区東尾久5-45-15	H30. 3. 14
城北会 - 大木武夫後援会	大木 武夫	会計責任者の氏名	大木 武夫	深井 千隼	H30. 7. 2
鈴木博後援会	鈴木 博	会計責任者の氏名	松坂 聡	加納 秀通	H30. 7. 25
西武薬剤師連盟	馬場 孝道	会計責任者の氏名	石塚 卓也	阿久津 七光	H30. 7. 1
世田谷をよくする会	萩原 由美子	主たる事務所の所在地	調布市入間町2-2-1	世田谷区八幡山3-37-12	H30. 7. 23
高橋しんじ後援会	高橋 慎司	会計責任者の氏名	高橋 英明	柴崎 英明	H30. 6. 29
武見敬三を囲む公認会計士の会	梶川 徹	主たる事務所の所在地	港区元赤坂1-2-7	港区赤坂8-1-22	H30. 7. 2
鶴川地域の声を市政に届ける。	森本 厚子	主たる事務所の所在地	町田市大蔵町421-4	狛江市岩戸南3-14-29	H30. 7. 2
		代表者の氏名	森本 厚子	半田 京子	H30. 7. 2
		会計責任者の氏名	森本 厚子	半田 京子	H30. 7. 2
土居範洋後援会	土居 範洋	主たる事務所の所在地	稲城市矢野口2261-11	稲城市矢野口2291	H29. 8. 1
		会計責任者の氏名	佐藤 常記	土居 常記	H29. 11. 24
東京情報通信懇話会	都丸 利正	代表者の氏名	都丸 利正	吉永 明	H30. 5. 23

東京政経懇話会	武内 一夫	代表者の氏名	武内 一夫	小泉 幸秀	H30. 7. 5
東京都トラック運送事業政治連盟	浅井 隆	代表者の氏名	浅井 隆	千原 武美	H30. 6. 22
		会計責任者の氏名	佐藤 雄平	榎本 享司	H30. 6. 22
頭山太郎後援会	頭山 太郎	政治団体の名称	頭山太郎後援会	安東太郎後援会	H30. 7. 2
		代表者の氏名	頭山 太郎	安東 太郎	H30. 7. 2
都民ファーストの会つじの栄作後援会	辻野 栄作	主たる事務所の所在地	小金井市本町5-38-32	小金井市本町2-19-6	H30. 7. 19
都民ファーストの会鳥居こうすけ後援会	鳥居 宏右	主たる事務所の所在地	杉並区西荻南3-18-18	杉並区西荻北3-21-15	H29. 7. 20
		会計責任者の氏名	鳥居 宏右	貴島 香苗	H30. 3. 31
西村まさみ後援会	山本 正美	主たる事務所の所在地	中野区中野4-2-1	杉並区成田東5-39-12	H30. 7. 4
21世紀の情報通信を考える会	塩塚 直人	代表者の氏名	塩塚 直人	小川 芳昭	H30. 7. 5
		会計責任者の氏名	加部 有三	福井 保吉	H30. 7. 5
にとう泰明後援会	宮本 剛志	代表者の氏名	宮本 剛志	藤 泰明	H30. 7. 24
練馬区医師政治連盟	伊藤 大介	代表者の氏名	伊藤 大介	小山 寿雄	H30. 6. 22
		会計責任者の氏名	能登 信孝	武 郁	H30. 6. 22
萩原由美子後援会	萩原 由美子	主たる事務所の所在地	調布市人間町2-2-1	世田谷区八幡山3-37-12	H30. 7. 23
八丈島の未来を考える会	岩崎 由美	主たる事務所の所在地	八丈町大賀郷7688-7	八丈町大賀郷4953-27	H29. 7. 7
非常用電源政治連盟	亀下 成彦	主たる事務所の所在地	港区赤坂4-3-7	港区赤坂4-2-3	H30. 7. 25
人に優しいまちづくりの会	白井 昇	主たる事務所の所在地	狛江市中和泉3-2-15	狛江市和泉本町3-2-12	H30. 7. 9
深沢としさだ後援会	太田原 武	代表者の氏名	太田原 武	深沢 利定	H30. 7. 1
		会計責任者の氏名	深沢 潤子	深沢 利定	H30. 7. 1
文京区日本共産党後援会	田中 繁	代表者の氏名	田中 繁	豊田 匡介	H30. 3. 28
		会計責任者の氏名	町田 道一	田中 繁	H30. 3. 28
松本マキ後援会	正井 浩樹	代表者の氏名	正井 浩樹	松本 武	H30. 7. 30

八代ユキ子後援会	谷田部 城男	代表者の氏名	谷田部 城男	八代 ユキ子	H30. 1. 26
山根きくこ後援会	佐藤 東洋士	主たる事務所の所在地	町田市中町1-6-4	町田市原町田6-13-9	H30. 7. 24
洋々会	松本 洋平	会計責任者の氏名	柏原 由里絵	菊地 裕美	H30. 7. 6
玲の会	志茂田 玲	代表者の氏名	志茂田 玲	志茂田 誠	H30. 7. 27
東京都医師政治連盟蒲田支部	横川 敏男	代表者の氏名	横川 敏男	熊谷 頼佳	H30. 6. 30
東京都医師政治連盟新宿支部	平澤 精一	代表者の氏名	平澤 精一	木島 富士雄	H30. 6. 29
東京都医師政治連盟中央区支部	遠藤 文夫	代表者の氏名	遠藤 文夫	市川 尚一	H30. 6. 27
		会計責任者の氏名	杉野 敬一	遠藤 文夫	H30. 6. 27
東京都医師政治連盟練馬支部	伊藤 大介	代表者の氏名	伊藤 大介	小山 寿雄	H30. 6. 22
		会計責任者の氏名	能登 信孝	武 郁	H30. 6. 22
東京都八南歯科医師連盟	内山 誠也	会計責任者の氏名	磯信 安宏	斎藤 馨	H30. 6. 23
都民ファーストの会小金井市第一支部	辻野 栄作	主たる事務所の所在地	小金井市本町5-38-32	小金井市本町2-19-6	H30. 7. 19
都民ファーストの会杉並区第二支部	鳥居 宏右	主たる事務所の所在地	杉並区西荻南3-18-18	杉並区西荻北3-21-15	H29. 7. 20
		会計責任者の氏名	鳥居 宏右	貴島 香苗	H30. 3. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

平成三十年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
希望の党衆議院東京都第24選挙区支部	吉羽 美華	H29. 12. 31
希望の党東京都衆議院第3選挙区支部	松原 仁	H30. 5. 7
希望の党東京都衆議院第15選挙区支部	柿沢 未途	H30. 5. 7
希望の党東京都衆議院第21選挙区支部	長島 昭久	H30. 6. 26
自由民主党東京都足立区第十九支部	瀬沼 剛	H30. 6. 30
民進党東京都参議院選挙区第3総支部	村田 蓮舫	H30. 7. 17
民進党東京都第10区総支部	鈴木 庸介	H30. 7. 12

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
かんとう奈津江後援会	河合 摩由美	H30. 6. 30
グランドストラテジー	中本 裕介	H30. 7. 19
声をきくこれからのオール町田	井上 博行	H30. 7. 1
国際正義団	多田 駿	H30. 7. 6
後藤雄一の会	後藤 雄一	H30. 7. 11
狛江の未来と子供を守る会	辻村 智子	H30. 6. 1
斉藤信行後援会	末吉 節子	H30. 7. 24
桜井夏来とおむすび市民会議	櫻井 夏来	H30. 7. 27
佐藤あつこを育てる会	佐藤 敦子	H30. 1. 28
下山よしお後援会	下山 芳男	H30. 6. 30

税理士によるくしぶち万里後援会	杉崎 太吉	H30. 6. 30
せぬま剛後援会	瀬沼 剛	H30. 6. 30
辻村ともこ後援会	鶴川 典子	H30. 6. 1
デジタル大海党	黒田 太朗	H30. 7. 18
深沢としさだ後援会	太田原 武	H30. 7. 24
水野ひろし後援会	水野 宏	H30. 7. 2
八代ユキ子後援会	谷田部 城男	H30. 6. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石毛 一昭	区議会議員	石毛かずあき後援会	足立区加賀1-4-14	H30. 7. 17
工藤 春人	区議会議員	市民の力 としま	豊島区東池袋4-5-1	H30. 7. 26
佐藤 裕彦	区長	さとう裕彦の会	品川区東大井5-14-16	H30. 7. 27
澤木 宗人	市議会議員	澤木宗人とはじめの一步	武蔵野市境南町5-3-27	H30. 7. 12
瀬沼 剛	区議会議員	せぬま剛後援会	足立区千住宮元町10-1	H30. 6. 30
水野 亜由美	区議会議員	水野あゆみ後援会	足立区中央本町5-2-13	H30. 7. 9

●東京都選挙管理委員会告示第百七十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成三十年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
坂根 寿枝	社会貢献で日本を輝かせる会後援会	公職の種類	市議会議員	都議会議員	H30. 7. 2
		主たる事務所所在地	京都府舞鶴市白浜台64-57	中央区勝どき4-10-11	H30. 7. 2
辻野 栄作	都民ファーストの会つじの栄作後援会	主たる事務所所在地	小金井市本町5-38-32	小金井市本町2-19-6	H30. 7. 19
頭山 太郎	頭山太郎後援会	政治団体の名称	頭山太郎後援会	安東太郎後援会	H30. 7. 2
		代表者の氏名	頭山 太郎	安東 太郎	H30. 7. 2
鳥居 宏右	都民ファーストの会鳥居こうすけ後援会	主たる事務所所在地	杉並区西荻南3-18-18	杉並区西荻北3-21-15	H29. 7. 20
萩原 由美子	萩原由美子後援会	主たる事務所所在地	調布市入間町2-2-1	世田谷区八幡山3-37-12	H30. 7. 23
山本 正美	西村まさみ後援会	主たる事務所所在地	中野区中野4-2-1	杉並区成田東5-39-12	H30. 7. 4

●東京都選挙管理委員会告示第百七十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
太田原 武	深沢としさだ後援会	H30. 7. 1
櫻井 夏来	桜井夏来とおむすび市民会議	H30. 7. 27
下山 芳男	下山よしお後援会	H30. 6. 30
瀬沼 剛	せぬま剛後援会	H30. 6. 30
谷田部 城男	八代ユキ子後援会	H30. 1. 26

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市戸倉二丁目三十番八から同番二十まで 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 阿部 憲一

国分寺市東恋ヶ窪二丁目二百八十番四の一部 千代田区大手町一丁目六番一号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 脇 英美

東京建物株式会社 代表取締役 野村 均

中央区日本橋室町一丁目一番八号 大栄不動産株式会社 代表取締役 石村 等

羽村市緑ヶ丘二丁目十八番六及び同番九 青梅市藤橋一丁目四百十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 亮

武蔵村山市三ツ木二丁目四十四番六、同番七及び同番十二 東大和市上北台一丁目四番地の十七 株式会社クライスコーポレ

イシヨシ 代表取締役 丸身 忠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年八月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 楽天地ビル
- 二 店舗所在地 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
- 三 設置者名 株式会社東京楽天地
- 四 設置者住所 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 山田 啓三
- 六 変更後の設置者の代表者名 中川 敬

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか四名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか二名

十 変更前の小売業者の住所 江東区毛利二丁目七番五―七二二号(有限会社ラ・ピエール)ほか

十一 変更後の小売業者の住所 江東区毛利二丁目五番八―一六〇五号(有限会社ラ・ピエール)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名 ステイブン・ヘイズ・デिकास(合同会社西友)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 ミツチエル・スレーブ(合同会社西友)ほか

十四 変更日 平成三十年二月二十四日ほか

十五 届出日 平成三十年七月二十六日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成三十年八月二十一日から同年十二月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年八月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 楽天地ビル
- 二 店舗所在地 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
- 三 設置者名 株式会社東京楽天地
- 四 設置者住所 墨田区江東橋四丁目二十七番十四号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 百六十台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 七十六台
- 七 変更日 平成三十一年三月二十七日
- 八 届出日 平成三十年七月二十六日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成三十年八月二十一日から同年十二月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

<p>十一 縦覧時間 日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 くるる</p>	<p>二 店舗所在地 府中市宮町一丁目五十番地</p>	<p>三 設置者名 くるる管理組合店舗部会 管理者 会長 濱中重美</p>	<p>四 設置者住所 府中市幸町一丁目三十四番地の五</p>	<p>五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 三百九十台</p>	<p>六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 三百九十台</p>	<p>七 変更日 平成三十一年四月一日</p>	<p>八 届出日 平成三十年七月三十一日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 縦覧期間 平成三十年八月二十一日から同年十二月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
--	----------------------	---------------------------------	---	------------------------------------	--	--	-----------------------------	------------------------------	---	---	--

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

